

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 9 日現在

機関番号：12613

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2013～2014

課題番号：25885031

研究課題名(和文) 国連安全保障理事会による「許可」：例外・逸脱・適用除外機能の批判的検討

研究課題名(英文) UN Security Council "Authorization": A Critical Study of its Functioning of Exception, Derogation and Exemption

研究代表者

佐藤 量介 (SATO, RYOSUKE)

一橋大学・EUSI事務局・研究補助員

研究者番号：10707342

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,100,000円

研究成果の概要(和文)：国連安全保障理事会が憲章第7章に基づき加盟国に一定の行動を「許可する」行為が、憲章の諸規定に対する例外、逸脱又は適用除外を生じさせているとの視点から、その法的な位置づけを国際法、国際組織法及びその他の法理論により批判的に検討し、論文発表、学会報告などを行い、「許可」の実行についての理論的及び実証的研究の発展という点で学術的に貢献した。その批判的検討にあたり、「許可」実行が必要とされる社会的な政治状況の明確化、国際社会の秩序構造の現状とその特質との関連性、解釈権限を根拠づける既存の「黙示の権限」理論への社会的な眼差しなどを踏まえ、総合的な問題把握を目指した。

研究成果の概要(英文)：The main purpose of this research is to redefine UN Security Council "Authorization" under the Chapter VII of the UN Charter critically, from the perspective of regarding its de facto legal role as exception, derogation or exemption. The research aimed at scrutinizing the substance of "authorization" in consideration of the clarification of international political situation calling for the present "authorization" model, its relevance to the structural features of international society and order, and law sociological understandings of implied power doctrine based on legitimizing UN Security Council's discretionary powers.

研究分野：国際法学

キーワード：国連安保理 許可 多国籍軍 国際の平和及び安全 例外 適用除外 武力行使 法解釈

1. 研究開始当初の背景

国連の主要機関である安全保障理事会(以下、「安保理」)より、武力行使等の「許可」を受けた加盟国の活動(以下、「被許可活動」)は、その方式が国連憲章に明示の規定の無いものであったにもかかわらず、現在では慣行化し、諸国にとって受容可能かつ必要な秩序維持手段として認識されている。しかし、同実行の嚆矢となった安保理決議 678 の採択から約 20 年が経過したが、安保理によるその例外的な対応が「制度」へとつながるような兆候は見られない。こうした実態は、既存の枠組みが新たな課題に直面した場合には、旧来のルールを改廃するのではなく、例外を作ることに対応しているという現代国際法が抱える一つの問題状況と重なり合う。さらに、「被許可活動」においては、依然として多くの市民に被害が生じており(例、アフガニスタンやリビアにおける NATO の空爆作戦)その活動の適切性又は合法性への批判も少なくない。こうした問題が生じている構造は、例外として導入されたルールが、既存の枠組みを壊す傾向があるという構造に類似している。したがって、「許可」及び「被許可活動」に係る法的な問題と、それがあつた種の「例外として導入された」という実態とが法的に関連性を有している可能性がある。このような経緯から、「許可」の法的な位置づけを、憲章諸規定に対する例外の設定、諸規定からの逸脱又はその適用除外(以下、「例外設定等」)の行為として再検討するという本研究目的を着想するに至った。

2. 研究の目的

本研究は、国連の主要機関である安保理が、憲章第 7 章に基づき加盟国に一定の行動を「許可する」行為が、憲章の諸規定に対する例外、逸脱又は適用除外を生じさせていると思われる実態を、国際組織法その他法理論から批判的に検証することを目的とする。具体的には、(1)明文規定はないものの、安保理自身に憲章諸規定に対する「例外設定等」を行う法的な権限又は裁量はあるのか、(2)「例外設定等」の権限又は裁量の行使に係る法的な条件又は制限とは何か、(3)「許可」の法的機能を「例外設定等」と措定した場合、「許可」を受けた加盟国の活動に安保理の統制が十分に及んでいない実態を法的にどう評価するか、以上の 3 点を明らかにすることを目的とする。検討の結果によっては、立法論としての「あるべき許可」を提示することも想定に入れている。また、先行研究が「許可」の法的機能としてみなした「権限委任」と「違法性阻却」についても、改めてその理論適合性・現実妥当性の乏しさを明らかにする。

3. 研究の方法

(1)本研究は、安保理の権限及び裁量に関する国際法及び国際組織法に関する文献調

査と、法規範に対する例外の設定、逸脱や嚴格さの緩和の決定、適用除外や免除の決定等に関する文献調査からなる。

(2)本研究にあたっては、以下の点に留意しながら文献収集及び検討作業を進めた。まず、国際法及び国内法の関連先行研究の文献調査にあたり、「例外設定等」による“法の不発動又は消極的な発動”という現象的特質に着目した。これは、本研究に“法と社会”に関する一般理論との関連性を持たせることを意識するものであり、かつ、学際的な検討結果の抽出をも研究成果の可能性として視野に入れるためである。次に、「例外設定等」という実態を生じさせる安保理の解釈権限を批判的に考察するにあたり、「許可」実行が必要とされる社会的な政治状況の明確化、国際社会の秩序構造の現状とその特質との関連性、解釈権限を根拠づける既存の「黙示の権限」理論への社会的な眼差しなど、想定され得る多様な論点に留意した。以上を踏まえ、総合的な問題把握を目指した。

4. 研究成果

(1)研究の主な成果

平成 25 年度の主な成果としては、本研究目的に関する着想を理論的に敷衍し、かつ、その問題意識及び分析枠組みの学問的重要性を検討した結果を「国連安全保障理事会による『許可』の法的な位置づけの分析枠組に関する一考察 垂直性と水平性の交錯を手掛かりに」(雑誌論文)にまとめた。

具体的には、国連憲章第 7 章に基づく安保理による「許可」の法的な位置づけに関し、これが先行研究において理論的にも実証的にも十分な検討を受けておらず、結果、その実施段階において生じる様々な法的問題に対する指針や基準を先行研究が提供できていないという問題意識から、その位置づけの見直しの必要性和、見直しの“手掛かり”となる新たな分析枠組を提示することを試みた。そこで提示したのが、許可を受けた派遣国による「被許可活動」の実現過程においてみられる“交錯状況” 憲章の規範構造に基づく“垂直性”と、実態レベルにおける実効的な“水平性”とのそれを分析枠組とすることであった。

ある種の“歪み”を内実とするこの分析枠組の有用性は、第一に、先行研究との対比において浮かび上がる有用性、第二に、「許可」の法的な位置づけを巡る複雑な状況に絡む有用性、第三に、「許可」の法的効果の内実又はその法的機能の内実の特定に絡む有用性、第四に、安保理による「許可」という決議行為が、一見、国連憲章体制の基本構造からして“例外的な措置”と位置づけられ得る状況の、その法的な含意に係る有用性である。結果、現状では法安定的・秩序安定的とは言えない“交錯状況”を分析の手掛かりとすることで、現実政治的な必要性や実効性の陰で見

えづらくなっている様々な法的な問題を含めた「許可」の法的な位置づけの見直しが可能となると指摘した。

本稿にまとめた研究成果については、「許可」の問題は国際安全保障分野に属する政治性の強い問題であるものの、本課題の研究手法である国際組織法的な分析が有用であることを再認識できた等の評価を得た。

平成 26 年度の主な成果としては、第一に、世界法学会研究大会（統一テーマ：「グローバル・ジャスティスと法」）にて公募報告をする機会を得た。本課題の研究手法において挙げた、「許可」実行が必要とされる社会的な政治状況の明確化、及び国際社会の秩序構造の現状とその特質との関連性についての検討結果を踏まえ、「国連憲章第 7 章の措置によるグローバル・ジャスティス実現の道程 いわゆる『許可 (Authorization)』の実行を中心に」（学会発表）を報告した。いわゆるグローバル・ジャスティス論においては、国連による「国際の平和及び安全の維持」の枠組みを通じたグローバル・ジャスティスの実現も期待されるが、実行上は、安保理による選択的な介入・不介入の実態や、任務実施段階における人権侵害の発生など、むしろ新たな不正義が発生している。本公募報告では、憲章第 7 章措置の実現の過程それ自体に、グローバル・ジャスティスの実現と相容れない要因が潜んでいるとの問題意識から、その要因の解明と、改善の方向性を示唆することを試みた。

第二に、当該報告に基づき、「例外的な対応」が必要とされる国際社会の法・政治状況、及び国際社会の国家中心的な秩序構造の現状とその特質についての検討結果を「国連憲章第 7 章の措置によるグローバル・ジャスティス実現の道程 いわゆる『許可 (authorization)』の実行を中心に」（雑誌論文）にまとめた。本稿では、「許可」実行を通じたグローバル・ジャスティス実現が困難な原因として、まず、憲章第 7 章の枠組みにおいて、人間的正義よりも、平和、秩序及び安全という価値が優先される傾向を指摘した。そこでは、主権国家体制と“人権保障に係る正義の実現”は国際次元では緊張関係に置かれ、国際次元における平和・秩序・安全という価値は依然国家中心的であり、国際次元における人権保障の二次的な位置づけは平和・秩序・安全保障に重大な危機が生じる事態において顕在化している。特に、危機に対応する手段そのものも「例外的」であるとの認識は、法的な枠組みからの逸脱又はその弛緩に連なり得るものであり、「被許可活動」における人権法・人道法の二次的位置づけに影響したともいえる。次に挙げられる原因は、「許可」決議に係る意思決定及びその実施段階において、国家の利害・政策判断の支配的影響を抑えられない点である。「被許可活動」の実施は強制ではなく、派遣国の

任意・自発性に完全に依存しているなど、「許可」の実行は主権国家体制に基礎づけられており、そのため派遣国の国益や政策判断に影響を受けるという限界がある。そのようなスタンスの派遣国に自国の利害・政策判断を離れ、人間的正義にかなう行動に専心することを期待するのは困難といえる。

結論として、平和・秩序・安全という価値が依然主権国家体制と強く結びつく実態と、憲章第 7 章の枠組みが基礎づけられるところの主権国家体制に大幅な変容が期待できない現状からすれば、これらの原因の解消は容易ではないものの、しかし、派遣国以外の国家・組織・個人が、これらの構造を利用し、「許可」の実行における被害者を直接救済するような、国境を越えた不正義は正がなされる余地もある点を指摘した。先行研究においては、安保理による「許可」という実行を「現実的な対応」と評価する傾向があるが、その例外的性質と人権侵害等不正義な状態を引き起こしていることとの関連性を理論的及び実証的に浮かび上がらせることで、「許可」という実行を批判的に検証する本研究課題の意義が再確認できたといえる。

（２）今後の展望

今後の課題として、二年間の研究により現時点で明らかになっている次の二点を盛り込み、安保理決議による「許可」の「例外設定等」機能を批判的に分析する論文を公表する必要がある。

「例外設定等」という実態を生じさせる安保理の解釈権限について、平成 25、26 年度に収集した文献資料の分析を通じてその批判的検討を進めてきた。学説上、安保理による憲章解釈権限については、条約法条約に基づく文言的・制限的なアプローチと、国連の実行を合法性根拠として積極的に評価する組織法的アプローチが対立するところ、憲章第 7 章の軍事的枠組みについては、両アプローチを統合・包摂・止揚する“公法的”アプローチの導入が可能かつ妥当であるとの示唆を得た。国内法秩序において活用される「例外措置」「適用除外」という法的技術は、公的機関の判断によって用いられる場合もあり、また、法令に明文規定が存在しない状態でも默示的に許可されることもある。“公法的”アプローチからすれば、安保理の「許可」も、安保理による公権的な権限行使としての默示的な「適用除外」として機能しているとみなし得るとの感触を得ている。

「許可」の法的機能を、「適用除外」を含む「例外設定等」として再定位するに当たっては、研究の目的において述べた「権限委任」と「違法性阻却」という先行研究にみられる主張の理論適合性と現実妥当性を改めて検証する必要がある。平成 25、26 年度に収集した文献資料の分析を通じた考察結果とし

て、第一に、「権限委任」については、憲章上の正当化根拠の問題であると同時に、憲章第7章の軍事的措置に関する規定上の制約を回避し得るかの問題としても扱われていること、第二に、安保理による監督統制については、緩やかな統制基準を容認する立場が定説ではないこと、第三に、国内行政法及び国際組織法における権限委任の法理との不整合が指摘できること、第四に、権限委任の論理的帰結として、委任された加盟国の行為は、武力行使を禁止する憲章第2条4項の適用範囲外に置かれることになるが、先行研究はこの点を明示していないこと、第五に、権限委任の立場をとるにしても、「許可」実行の実態からすれば、権限の委任の跡や終了した権限の安保理への回復の跡などが見出せないなど実態的にもこの立場をとり得ないこと、以上の示唆を得ている。

「違法性阻却」については、第一に、「許可」を安保理から加盟国への権限委任等と位置づけつつ、「許可」の違法性阻却的な側面を主張する立場もあれば、憲章の規範構造等に基づき派遣国行為の違法性阻却効果を導く立場もあること、第二に、これら二つの立場の中には、理論的に、特に国際責任に関する国際法のルールからすれば、「違法性阻却」の主張とはみなされないものが散見されること、第三に、仮に「違法性阻却」の主張を維持した場合であっても、「許可」を受けた派遣国が、その「許可」の範囲を超えて活動した場合の法的な帰結について、明確な指針を与えることができないこと、以上の示唆を得ている。

以上の研究内容を含む包括的かつ最終的な研究成果については現在執筆中であり、平成27年度中に公表の予定である。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計2件)

佐藤量介、国連憲章第7章の措置によるグローバル・ジャスティス実現の道程 いわゆる「許可(authorization)」の実行を中心に、世界法年報、査読無、第34号、2015、82-110頁

佐藤量介、国連安全保障理事会による「許可」の法的位置づけの分析枠組に関する一考察 垂直性と水平性の交錯を手掛りに、一橋法学、査読有、第13巻1号、2014、145-205頁

[学会発表](計1件)

佐藤量介、国連憲章第7章の措置によるグローバル・ジャスティス実現の道程 いわゆる「許可(Authorization)」の実行を中心に、世界法学会、2014年5月17日、東北大学(宮城県・仙台市)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐藤 量介 (SATO, RYOSUKE)
一橋大学・EUSI事務局・研究補助員
研究者番号：10707342